

独自基準検討資料(国基準・兵庫県条例比較)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条	(児童福祉施設の基準) 第7条	
3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	4 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。	国基準
4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	5 児童福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。	国基準
(家庭的保育事業者等と非常災害) 第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	6 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、 <u>非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</u>	一部独自基準追加
2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。	7 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	国基準
(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等) 第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。		国基準
2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。		国基準
	8 児童福祉施設は、省令第7条の2第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。	一部独自基準追加

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
	<p>9 児童福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が児童福祉施設の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故の発生防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>	一部独自基準追加
	<p>10 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	一部独自基準追加
	<p>11 児童福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	一部独自基準追加
	<p>12 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	一部独自基準追加
<p>第1章 家庭的保育事業 (職員) 第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>		国基準
	<p>13 省令第33条第1項の規定により保育所(法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。)に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。</p>	一部独自基準追加

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
<p>第2節 小規模保育事業A型 (職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		国基準
	<p>13 省令第33条第1項の規定により保育所(法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。)に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。</p>	一部独自基準追加

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
<p>第3節 小規模保育事業B型 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		<p>国基準</p>
	<p>13 省令第33条第1項の規定により保育所(法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。)に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。</p>	<p>一部独自基準追加</p>

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
<p>第四節 小規模保育事業C型 (職員)</p> <p>第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。</p>		<p>国基準</p>
	<p>13 省令第33条第1項の規定により保育所(法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。)に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。</p>	<p>一部独自 基準追加</p>

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
<p>第5章 事業所内保育事業 (職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		<p>国基準</p>
	<p>13 省令第33条第1項の規定により保育所(法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。)に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。</p>	<p>一部独自 基準追加</p>

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
<p>(職員)                      第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。                      2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。                      (1) 乳児 おおむね3人につき1人                      (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人                      (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)                      (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人                      3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		<p>国基準</p>
	<p>13 省令第33条第1項の規定により保育所(法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。)に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。</p>	<p>一部独自基準追加</p>